

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第22号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「全日制の課程」を削る。

第12条第2項中「当たっては、」の右に「個人情報の保護に関する法律及び」を加える。

第43条第1項中「又は転籍（同一の高等学校内における課程相互の間の異動をいう。以下同じ。）」及び「又は転籍」を削る。

別表第1京都市立西京高等学校の項中

「

全 日 制	エンタープライジング科	3 年	5 年
定 時 制	普 通 科	3年又は4年	7 年

を

」

「

全 日 制	エンタープライジング科	3 年	5 年
-------	-------------	-----	-----

に改め、

」

「

同表中

美術工芸に関する学科
音楽に関する学科

を

「

美 術 工 芸 科
音 楽 科

に改める。

」

別表第2備考を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第23条関係)

第 号	京都市立 高等学校長	年 月 日	右は、本校 科を卒業したことを証する	校印	卒業証書
	氏 名 印			氏 名 年 月 日生	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)